第三項の規定第一項各号に掲げ 第一項の変更第一項各号に掲げ 第一項の変更第一項各号に掲げ 第一項の変更第一項各号に掲げ でよる届出 る事項	第二項の規第四条の二第二項号に掲げる書類による届出 各号に掲げる事項 事業法施行規物利用運送同法第四条第一項貨物利用運送物利用運送同法第四条第一項貨物利用運送を開ける事項 類 (平成二年 ) 第三項の規第四条の二第二項号に掲げる書第三項の規第四条の二第二項号に掲げる書第三項の規第四条の二第二項号に掲げる書	<ul><li>庫業法第七倉庫業法施行規則同条第三項各登録</li><li>○ に掲げる事項</li><li>○ に掲げる事項</li><li>○ に掲げる事項</li><li>○ に掲げる事項</li><li>○ に掲げる事項</li><li>○ 第三条の第二条第一項各号</li></ul>	一省令第五十九号)類と、「昭和三十一年運輸号に掲げる書と、「昭和三十一年運輸号に掲げる書照とする。」を記載した書類及び事項を除く。)を記載した書類及び事項を除く。)を記載した書類及び	こきは、同表の中欄に掲げる事項(法第七十一条第一項の規定の適用を受けようと3十一条第一項の規定の適用を受けようと場は、法第七条第五項第一号ニに規定する類は、法第七条第五項第一号ニに規定する類は、法第七条第五項第一号ニに規定する類は、法第七条第一項の国土交通省令で定め類は、法第七条第一項の国土交通省令で定め類は、	平成二十四年国土交通省令第五十七号 平成二十四年国土交通省令第五十七号 南上事業に係る許認可等の特例に関する 前上事業に係る許認可等の特例に関する 省令 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 に係る許認可等の特例に関する省令を次のように 定める。
大条第四項の一条第二項各号又同令第四十二 大条第四項の一条第二項各号に掲げ定する書類 は事業法(平各号及び同条第二送事業法施行 第二項各号に掲げ定する書類 一項貨物自動車運 一項貨物自動車運 一項を受び同条第二項を号に規 一項貨物自動車運	業法第四十法施行規則第四十 ・ 大海の人条第一項各号に場 ・ 大海の人条第一項各号に場 ・ 大海の人条第一項各号に場 ・ 大る事項 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事の条第一項各号に場 ・ 大る事のを表 ・ 大るを表 ・ 大るを、 ・ 大るを、 ・ 大るを、 ・ 大るを ・ 大るを ・ 大るを ・ 大るを ・ 大 ・ 大るを	物利用運送貨物利用運送事業同条第二定による届掲げる事項を号に条第三項の五条第一項各号に条第三項の五条第一項各号に条第三項がある。	更登録 掲げる事項 条第一項の三条第一項の三条第一項 8	業法第三十法施行制用運送貨物利用運送貨物利用運送貨物利用運送貨物利用運送貨物利用運送貨物利	図可 げる事質 図可 であ事質 図可 であ事質 というでは、 のでは、
		る。 この省令は <b>元</b>	附 この省令第三	条第三項の規条 定による届出 同 定の施行の日 ( 定の施行の日 ( をの施行の日 (	(1) (2)   (2) (3)   (3) (4)   (4) (5)   (5) (5)   (6) (7)   (7) (7)   (8) (7)   (8) (7)   (8) (7)   (8) (7)   (8) (7)   (8) (8)   (9) (8)   (9) (8)   (10) (8)   (11) (8)   (12) (8)   (13) (8)   (14) (8)   (15) (8)   (16) (8)   (17) (8)   (17) (8)   (18) (8)   (19) (8)   (10) (8)   (10) (8)   (10) (8)   (11) (8)   (12) (8)   (11) (8)   (12) (8)   (13) (8)   (14) (8)   (15) (8)   (17) (8)   (17) (8)   (18) (8)   (19) (8)   (10) (8)